

資料室



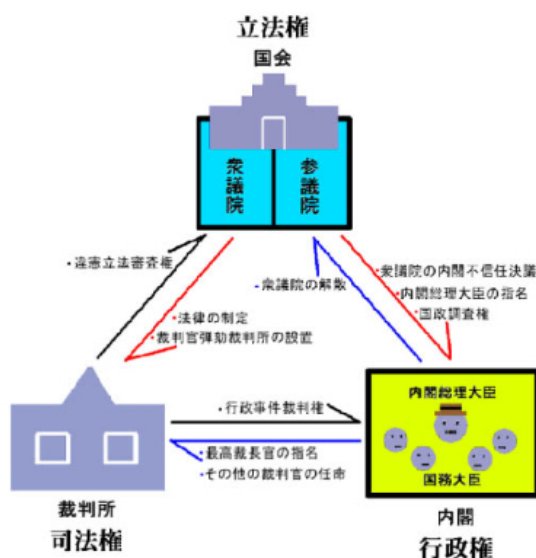
HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第6章 司法 (5)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第6章 司法 (5)



憲法第八十二条 【 裁判の公開 】

裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行なふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第3章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

語句説明

- ① 対 審・・・訴訟の当事者である原告と被告を対立させて行う取り調べ。
- ② 判 決・・・裁判所が、原告・被告双方の申し立てを聞き、いっさいの取り調べを終え、法律を適用して最終的な判断を下すこと。
- ③ 公の秩序・・・社会での正しいきまり。規律や安全。
- ④ 善良の風俗・・・社会での好ましいならわし、しきたり。生活上の道徳。
- ⑤ 政治犯罪・・・国家の政治的秩序を乱す犯罪。政治的な動機でなされた犯罪。
- ⑥ 出 版・・・文書や図書を印刷して世に発表すること。

概要説明

国民の監督を通し、裁判の公正な運用を確保する規定です。
2項の「対審」(＝民事訴訟において口頭弁論、刑事訴訟の公判期日の手続のこと)について例外的に非公開とすることができる場合を規定していますが、非公開にできるのは「対審」のみで、「判決」は常に公開されなければなりません。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはここからです

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.